

事業の目的		認定こども園法に基づいて、教育並びに保育を一体的に行い、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成する。				事業運営方針		一、園児の生活環境の如何に関わらず、教育・保育上差別されないこと。 一、地域の協力、家庭との緊密な連携のもとに、園児の最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図ること。 一、園児の健やかな成長を図るため、一般児童育成団体への協力等に努めること。					
事業の理念		入園する子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図る。				園の教育・保育目標 （育ってほしい子ども像）		一、明るく元気なよい子　一、誰とでも仲良く遊べる子　一、きちんとご挨拶のできる子					
教育・保育方針		子ども一人ひとりを「子の星＝北極星＝保育の指標」として大切にし、保育者・保護者・地域が一体となって温かく支えながら、安心して挑戦できる環境を育む。 スローガン:「Every Child, Our Polaris in the Sky. (すべての子どもたちは、空に浮かぶ私たちの北極星です。)」 子の星(北極星)は他の星々の中心に位置する夜空の指標として知られ、この名前は子どもを中心に、保育者や保護者、地域が連携しサポートするという強い意志を体现している。この強いコンセプトのもと、子どもたちは変わらない愛やサポートの中で、自分らしさを表現し、日々の中で新しいことに挑戦する。子どもたちの「やってみたい!」という気持ちを何よりも大切にし、その笑顔がキラキラと輝く瞬間を全力で応援する。				目指す保育者像		一、共感（一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添う。）　一、共感（子どもと同じ方向を向き共に成長する。）　一、共生（保護者や地域と一緒に子育てに取り組む。）					
						目指す保護者像		一、子育ての喜びを知ることができる　一、就労と子育てが両立できる　一、周りの子どもの成長を喜べる					
子どもの教育及び保育目標 （学年の重点） （教育・保育目標、教育・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙）		乳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ。	3歳児	身近な仲間と積極的に関わり、社会性や協調性を身につける。	教育・保育時間など		●2・3号認定：保育標準時間（11時間）…7:00～18:00（延長保育時間…18:00～19:00） ●2・3号認定：保育短時間（8時間）…8:00～16:00（延長保育時間…7:00～8:00、16:00～19:00） ●1号認定：教育標準時間（4時間）…（月～金）8:00～12:00（13:00降園）、幼稚園型一時預かり時間…7:00～8:00、13:00～18:00（延長保育時間…18:00～19:00） （長期休業…夏季休業（7/24～8/20）、冬季休業（12/24～1/20）、学年末休業（3/25～3/31）、学年始休業（4/1～4/4）					
		1歳児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする。	4歳児	生活や遊びの中で、友だちと一緒に過ごすことを楽しみ、自己発揮できるようになる。	主な園行事 （日常の節目としての行事設定） 及び 園事業		●成長の節目・お祝いの行事（入園・進級お祝い集会、お誕生会（隔月）、卒園証書授与式、お別れ会、修了式） ●季節や伝統を踏まえた行事（こどもの日集会、七夕集会、お月見集会、ハロウィン集会、七五三集会、もちつき集会、クリスマス集会、まめまき集会、ひなまつり集会） ●保育のまとめ・日頃の成果の披露として行う行事（運動会、発表会） ●保健・安全を目的とした行事（身体測定、避難訓練、安全教育、保健教育、食育集会、健康診断、衣替え） ●非日常的な体験を目的とした行事（園外学習、お泊り保育、クッキング体験） ●地域との関わり（町内各種イベントへの参加・出演、各種交流行事への参加、絵本・紙芝居読み聞かせボランティア受け入れ） ※これ以外に、子どもたち発案の行事・活動を随時行う。 ※上記についても、子どもたちの意見やあそびの流れを活かす行事のデザインを行う。（※子ども主体の行事の強力な推進） ※行事の有無にかかわらず、全ての開園日において、保護者・ご家族の参観を自由とする。					
		2歳児 （満3歳児）	集団生活に親しみ、意欲を持って活動する。	5歳児	集団生活の中で自覚や自信を持ち、自立心を高めていく。								
■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標		■幼児期に育みたい資質・能力				■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿		■小学校との接続					
教育・保育の基本については、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 第1～1の4つの事項を重視し、発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を捉え、それぞれの発達に即した指導を行う。 生活を通して生きる力を育成するように、認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。		教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。 これは、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。				改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修得の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に対応する。10項目とそれに対応した46細目がある。		創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチャリキュラムの改善を図る。また、園児と児童等との交流、保育教諭と小学校教諭の意見・情報交換の機会を図る。学校だより、園だより・保育ドキュメンテーション・保育ウェブの共有により相互理解を深める。幼保小の架け橋プログラムの実施に備え、幼児教育・保育の目的や意図を改めて考え、明確にする。					
教育及び保育の基本と目標		(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導 → 子ども主体の教育・保育(子どもの姿ベースの教育・保育)の強力な推進。											
■養護 （保育教諭が行う事項）	年齢	乳児	1歳児（満1歳以上）	2歳児（満3歳含む）	3歳児	4歳児	5歳児	■小学校以上の接続に鑑みて					
	生命の保持	●生理的欲求の充実にを図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。 また、この資質・能力を実現するために「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的に深い学び）」を用い、「生涯にわたる学びの姿勢」の育ちを支える。					
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやりとりによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定による自信						
◎ねらい及び内容並びに配慮事項		(ここのいう教育とは、教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のことを指す)											
◎教育及び保育 （園児が環境に関わって経験する事項） ※乳児は三つの視点、満1～5歳児は5領域で区分されている。 （基本的事項を十分に参照） ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。	（乳児） 三つの視点	乳児 保育	（満1～2歳児） 5領域	1歳児（満1歳以上） 保育	2歳児（満3歳未満） 保育	（満3～5歳児） 5領域	3歳児（満3歳以上） 教育・保育	4歳児 教育・保育	5歳児 教育・保育				
	健やかに 伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の自立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●基本的な生活習慣の確立と衛生面への気付き ●意欲的な様々な活動	●健康な体づくりへの関心 ●生活や遊びの中での約束やルールを守る自覚	●偏食をなくし、健康な生活 ●生活や遊びの中での約束やルールを守る自覚 ●運動機能の向上				
	身近な人と 気持ちが通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●友だちと協力する心 ●集団遊びへの関心	人間関係	●友だちとのぶつかり合いなどの葛藤経験 ●友だちの思いに共感する心	●仲間意識の高まり ●譲り合う心の育ち ●異年齢児への優しい心の育ち	●異年齢児への優しい心の育ち ●友だちとの協力の大切さの自覚 ●自立心の向上				
	※乳児は三つの視点、満1～5歳児は5領域で区分されている。 （基本的事項を十分に参照）		環境	●好奇心の向上	●戸外遊びや散歩を通じての自然への気付き ●集団活動への参加の喜び	環境	●集団生活のルールへの理解 ●身近なものを大切にすること ●戸外遊びや散歩を通じての自然への気付き ●自分で考える力	●ルールのある遊びや役割分担のある遊びへの親しみ ●戸外遊びや散歩を通じての自然や身近な環境への関わり ●自分で考える力	●生活の中で見通しを持ち、時間を意識した行動 ●戸外遊びや散歩を通じての自然や身近な環境への関わり ●季節の行事、園外学習など、非日常的な体験と、公共の場でのマナーの獲得 ●自分でやりたいことを見つつけ、考えで達成していく力				
	※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。		言葉	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●語彙数の獲得による対話 ●日常のあいさつへの親しみ	言葉	●生活の中で必要な言葉の理解と使用 ●自分の思いを言葉にする力	●相手の言葉を注意して聞き、思いや内容を把握する力 ●絵本、物語、紙芝居への親しみ	●場面における言葉の使い分け ●文字や数字の獲得による遊びの発展				
	●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現	表現	●いろいろな素材を楽しむ ●身近な音、物への興味	●水、砂、土、紙、粘土など、様々な素材への親しみ ●ごっこ遊びや模倣表現への親しみ	表現	●表現を楽しみながらの五感の発達 ●身近な素材への興味	●様々な素材や自然物での製作活動 ●様々な楽器への親しみ	●楽器の音色の美しさやリズムの楽しさを表現する力 ●感動の共有					
★健康支援／状態把握・増進・疾病対応		★食育の推進				★環境、保健衛生・安全管理		★災害への備え					
		●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握（毎月） ●学校医・学校歯科医による健康診断（小児科・歯科）（年2回） （四肢の状態検査含む） ●登園時及び教育・保育中の健康状態把握、異常が認められたときの適切な対応 ●職員健康診断（年1回） ●調理従事者（調理員・調乳担当者）の検便（毎月） ●調理員のノロウイルス検査（10月～3月） ●学校薬剤師による園内環境衛生検査（空気検査、照度検査、水質検査、ダニアレルゲン検査）（年1～数回）				5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた安心・安全な自園給食の提供 ●給食管理ソフトウェアによる栄養管理の増進 ●スチームコンベクションオーブンの活用によるメニューの充実 ●3歳未満児へ炊きたて米飯の提供 ●段階に応じた離乳食の提供（開始期、初期、中期、後期、完了期） ●行事食の提供 ●手作りおやつやの充実 ●生活管理指導表に基づく食物アレルギーへの対応 ●食育集の実施（毎月） ●菜園作りの実施 ●クッキング体験の実施（3歳以上児） ●食育だよりの発行（毎月） ●給食・おやつの画像配信・掲示				<保健衛生> ●子ども及び職員の清潔保持 ●正しい基本的な生活習慣の指導（手洗い・うがい・トイレの使用・鼻かみ・手指の消毒・咳エチケットの方法、手洗いチェッカー・エプロンシアターの活用） ●子ども及び職員の熱中症予防対策の実施（園内外の温湿度管理、適切な水分補給の指導、屋外活動時の休息・日陰確保、体調観察の徹底） ●学校保健計画の作成と保健教育の実施（毎月） ●園内外の設備・用具等の清掃及び消毒等 ●適切な汚物処理方法の徹底 ●感染症発生時の初期対応の強化、感染症蔓延時の関係機関との情報共有・連携 ●消毒液、ペーパータオル等の衛生用品の備蓄の管理、感染防止対策用品の準備 ●玩具の消毒 ●温湿度計・CO2センサーを活用した適切な空調 <安全管理> ●園内外の設備・用具等の安全管理及び自主点検 ●ヒヤリハット報告・事故報告の共有による注意喚起・事故防止 ●学校安全計画の作成と安全教育の実施（毎月） ●安全教育を通した、子ども及び職員の安全管理に関する知識と危険回避能力の定着の促進 ●玄関オートロック・防犯カメラの活用 ●警察署の協力による不審者対応避難訓練の実施（年1回）		●災害時における避難計画の作成 ●災害に備えた備蓄（ローリングストック法）、設備の整備 ●避難訓練の実施（火災、地震）（年10回）（抜き打ち含む） ●消防署の協力による総合避難訓練・通報訓練の実施（年2回）（うち1回は消防署員立ち会い） ●消火訓練の実施（毎月） ●防災訓練（災害時保育継続訓練）の実施（年1回以上） ●園児引き渡し訓練の実施（年1回以上） ●電動式避難車の配備 ●消防署による防火対象物立入検査（年1回） ●外部業者による電気設備点検（隔月）・消防設備点検（年2回）	
						主幹保育教諭を中心に、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに子育て支援の緊密な連携を図ること、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるよう総合的な子育ての支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育て力の向上や継承につながるよう配慮する。 ●子育て情報の発信 ●保護者との連携・協力 ●保護者への共感的な支援 ●保護者同士が交流が持てるような機会の設定（保育参観・保護者向け研修会の実施等） ●教育・保育実習生及び中高生の職場体験学習・インターンシップの受入れ		障害のある園児などへの指導に当たっては、長期的な視点で園児への教育及び保育の支援を行うための「個別の教育及び保育支援計画」と、「個別の指導計画」を作成し活用することにも努める。 特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める。 ●子ども一人一人の特性を理解した関わり ●支援の必要な子どもの過ごしやすい環境作りと援助 ●気にかかる園児の保護者との信頼関係の充実					
情報公開等		●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情・要望等対応体制の整備及び第三者委員の設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●ホームページの定期的な更新及び内容の充実				特色ある教育と保育		●非認知能力を育む教育（マーチングバンド活動によるリズム音感教育、プール教室、体育教室、外国語教室（英語）、絵画、習字、園外学習） ●絵本、音楽、身体を通した表現活動 ●法人内他施設の園児との交流 ●各種卒園記念行事					
地域の実態に対応した教育・保育事業と行事への参加		●人的・物的面の確保による園児の積極的な受け入れの推進。 ●地域子育て支援事業として、延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）・地域子育て支援拠点事業「こうめちゃんルーム」の実施。 ●町内で行われる各種イベントへの積極的な参加による、活力ある地域づくりへの協力。（地域及び社会貢献）				研修計画		●園外研修への計画的な参加及び研修内容の伝達（保育士等キャリアアップ研修、保育者研修、新任保育者研修、給食研修、栄養・食育研修、看護職員研修、保育研究大会、幼稚園教育課程研究協議会、施設長研修、支部指導者研修、地域子育て支援研修、幼児音体指導者研修、音楽リズム研修、研究発表フォローアップ研修、学校保健研修、福祉サービス苦情解決関係者研修、各種オンライン研修等） ●園内研修（伝達研修（随時）、職務分野別研修、課題・ニーズに応じた研修、各種オンライン研修等）					
自己評価等		●法人による適切な施設運営管理の評価 ●園の評価（幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく自己評価による全体的な計画等への反映） ●施設関係者評価（保護者評価） ●PCDAサイクルによる全体的な計画、教育・保育課程への反映 ●第三者評価の受審				働き方改革等への対応		●働きやすい職場環境の整備 ●ICTの推進・活用による保育者の連携強化・業務負担軽減・保育の語り合いの時間の確保・ノンコンタクトタイムの確保 ●子どもの育ちへの効果が薄い業務の縮小・廃止 ●残業時間の短縮、持ち帰り仕事の根絶 ●ミドルリーダーの積極的な関わり（保育者同士のコミュニケーション援助、保育者・保護者のアドバイザー） ●非常勤保育者の積極的な活用 ●園内コンディション診断の実施（ストレスチェック等）					